

○ 経済産業省令第 号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

別表（第六条関係）

第一類
(略)

改 正 前

別表（第六条関係）

第一類
(略)

第 六 十 六	五 類	第 七 類	第六類	類 第五
一 七 (略)		(略)	二 五 (略) 二十四 金属製屋外用日よけ 属製屋外用ブラインド	一 二 三 (略)

第 六 十 六	五 類	第 七 類	第六類	類 第五
一 七 (略)		(略)	二 五 (略) 二十四 金属製屋外用ブラインド	一 二 三 (略)

類

八 文房具類

(四) (一)
（三）
（略）

インキ インキ消し イン

キつぼ 印章 印章入れ 印

章用マット 印肉 鉛筆削り

画びよう 紙製ラベル ク

リップ 消しゴム 黒板 黒

板ふき シール しおり 下

敷き 事務用又は家庭用の接

着テープ 事務用指サック

修正液 修正テープ 定規

状差し 書類挟み すずり

スタンプ台 ステッカー ス

類

八 文房具類

(四) (一)
（三）
（略）

インキ インキ消し イン

キつぼ 印章 印章入れ 印

章用マット 印肉 鉛筆削り

画びよう 紙製ラベル ク

リップ 消しゴム 黒板 黒

板ふき シール しおり 下

敷き 事務用又は家庭用の接

着テープ 修正液 修正テー

プ 定規 状差し 書類挟み

すずり スタンプ台 ステ

ッカー ステープラ (電動式)

十八類	第十七	
	(略)	<p>九〇十一 (略)</p> <p>て 筆箱 文鎮 分度器 ペ り札 番号印 日付印 筆立 一 パーナイフ 墨汁 水引</p>

十八類	第十七	
	(略)	<p>九〇十一 (略)</p> <p>汁 水引 指サツク</p> <p>分度器 ペー パーナイフ 墨</p> <p>付印 筆立て 筆箱 文鎮</p>

			類	第十九
第二十				
一一八	(略)	三九二十一 (略)	一・二 (略)	削る)
二十三	(略)	二十二 屋外用日よけ (金属製又は織物製のものを除く。) 屋外用ブランク (金属製又は織物製のものを除く。)		

第二十		類
一一八	二十四 (略)	リノリューム製建築専用材料 リノリューム製壁板 リノリューム製タイル リノリューム 製床板
	二十三 (略)	二十三 屋外用ブラインド（金属 製又は織物製のものを除く。）
	四〇二十二 (略)	

類

九 アドバルーン 犬小屋 うち

わ 屋内用日よけ 屋内用ブラ

インド 懐中鏡 鏡袋 額縁

家庭用水槽（金属製又は石製の

ものを除く。） 紙タオル取り

出し用箱（金属製のものを除

く。） きやたつ及びはしご（

金属製のものを除く。） 工具

箱（金属製のものを除く。）

小鳥用巣箱 ししゅう用枠 植

物の茎支持具（金属製のものを

除く。） 食品見本模型 すだ

れ 扇子 装飾用ビーズカーテ

九 アドバルーン 犬小屋 うち

わ 屋内用ブラインド 懐中鏡

鏡袋 額縁 家庭用水槽（金

属製又は石製のものを除く。）

紙タオル取り出し用箱（金属

製のものを除く。） きやたつ

及びはしご（金属製のものを除

く。） 工具箱（金属製のもの

を除く。） 小鳥用巣箱 しし

ゅう用枠 植物の茎支持具（金

属製のものを除く。） 食品見

本模型 すだれ 扇子 装飾用

ビーズカーテン タオル用ディ

ン タオル用ディスペンサー（

金属製のものを除く。） つい

立て 手持ち式旗ざお（金属製

のものを除く。） ネームプレ

ート及び標札（金属製のものを

除く。） ハンガーボード 美

容院用椅子 びようぶ 風鈴

ベンチ ペット用ベッド 帽子

掛けかぎ（金属製のものを除

く。） マネキン人形 木製又

はプラスチック製の立て看板

郵便受け（金属製又は石製のも

のを除く。） 摆りかご 幼児

スペンサー（金属製のものを除

く。） つい立て 手持ち式旗

ざお（金属製のものを除く。）

ネームプレート及び標札（金

属製のものを除く。） ハンガ

ーボード 美容院用椅子 びよ

うぶ 日よけ 風鈴 ベンチ

ペット用ベッド 帽子掛けかぎ

（金属製のものを除く。） マ

ネキン人形 木製又はプラスチ

ック製の立て看板 郵便受け（

金属製又は石製のものを除く。

） 摆りかご 幼児用歩行器

第二十	一類 第二十		用歩行器 洋服飾り型類 理髮用椅子 浴室
一～十三 (略)	(略)	十二～十五 (略)	十 (略) 十一 あし い おにがや 経木 しだ すげ 竹 竹皮 つる とう 麦わら 木皮 わら

第二十	一類 第二十		洋服飾り型類 浴室用腰掛け 理髮用椅子
一～十三 (略)	(略)	十二～十五 (略)	十 (略) 十一 あし い おにがや 経木 しだ すげ すさ 竹 竹皮 つる とう 麦わら 木皮 わら

二類	第二十 三類()	第二十 八類	第二十 九類
十四 織物 製屋外用日よけ 織物	(略)	(略)	十五 (略) 十六 菓子 (動物性食品又は野菜 その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。)

二類	第二十 三類()	第二十 八類	第二十 九類
十四 織物 製屋外用日よけ 織物	(略)	(略)	十五 (略) 十六 菓子 (肉、魚、果物、野菜 、豆類又はナツツを主原料とするものに限る。)

一類 第三十		類 第三十
ク 未加工のホツプ 二 漆の実 麦芽 未加工のコル 未加工のホツプ やしの葉	一 (略) 十三 (略)	豆 焼きりんご ゆで小豆 甘栗 甘納豆 いり栗 いり 十二 菓子 (動物性食品又は野菜 その他の食用園芸作物を主原料 とするものを除く。)

一類 第三十		類 第三十
工のコルク やしの葉	一 (略) 十三 (略)	豆 焼きりんご ゆで小豆 甘栗 甘納豆 いり栗 いり 十二 菓子 (肉、魚、果物、野菜 、豆類又はナツツを主原料とす るもの) を除く。)

	四類 第四十	三類 第四十	二類 三十	
八 九 十 一 (略)	(削る) 一 七 (略)		(略) 三 九 十 四 (略)	

	四類 第四十	三類 第四十	二類 三十	
九 十 一 二 (略)	八 九 十 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 による介護 施設における介護 訪問に	一 七 (略)	(略) 三 九 十 四 (略)	

第四十 一〇十四 (略)

五類
十五 介護

施設における介護 訪問によ

る介護

第四十 一〇十四 (略)

五類
(新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、な
お従前の例による。